

令和5年度 高齢者等の肺炎球菌感染症予防接種のお知らせ

ご注意！

※過去に定期や任意による肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌英膜ポリサッカライド）を接種したことがある方の再接種は任意接種で全額自己負担となり、この定期接種の対象外です！（特に5年以内の再接種は副反応が強く高い頻度で出るとの報告があります。接種歴は必ず確認してください。）

定期接種対象者（接種当日に旭川市に住民登録されている方）

※過去に定期や任意による肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌英膜ポリサッカライド）を接種したことがなく、1または2に該当する方

- | | | | | |
|---|-----|-------------------|------|-------------------|
| 1 | 65歳 | 昭和33.4.2～昭和34.4.1 | 85歳 | 昭和13.4.2～昭和14.4.1 |
| | 70歳 | 昭和28.4.2～昭和29.4.1 | 90歳 | 昭和8.4.2～昭和9.4.1 |
| | 75歳 | 昭和23.4.2～昭和24.4.1 | 95歳 | 昭和3.4.2～昭和4.4.1 |
| | 80歳 | 昭和18.4.2～昭和19.4.1 | 100歳 | 大正12.4.2～大正13.4.1 |



・4月下旬頃に「お知らせハガキ」を送付（※一部70歳以上で定期接種済みの方を除く。）

- 2 60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能、これらのいずれかの障害を有する方（障害等級1級相当の方）



・「お知らせハガキ」は送られませんが対象。接種する医療機関にご相談ください。

実施期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

接種場所

旭川市高齢者の肺炎球菌感染症予防接種実施医療機関

※実施日時や予約の要・不要などについては「お知らせハガキ」に記載されている各医療機関にお問い合わせください。

接種料金（自己負担金）

- 1 上記の定期接種対象者のうち、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は免除（※接種当日に、「接種料金（自己負担金）が免除になる証明」の提示が必要です。詳細は「お知らせハガキ」等でご確認下さい。）
- 2 1以外の方、2,700円（※自己負担金の払い戻しはできませんのでご注意ください。）

接種当日の持ち物

- ・「お知らせハガキ」（対象者1の方のみ）または身体障害者手帳（対象者2の方のみ）
- ・本人確認書類（マイナンバーカードや健康保険証）
- ・接種料金（自己負担金）が免除になる方は「接種料金（自己負担金）が免除になる証明」（※今年転入し1の対象者で、「お知らせハガキ」が送られていない方、また、「自己負担金が免除になる証明」の申請のために、前住所地の「課税証明書」が必要な場合がありますので、下記へお問い合わせください。）

問合せ先 旭川市保健所健康推進課保健予防係 電話（0166）25-9848

※肺炎球菌ワクチンを接種した方は、本市「肺がん検診」を無料で受診できます。くわしくは、接種後に交付される接種済証をご覧ください。